

○大阪市区役所庁舎管理規則第9条第2項に基づく物件等の撤去について

制定 平成21年3月30日

大阪市港区役所庁舎管理要綱第8条の規定により、物件等の撤去について必要な事項を次のとおり定め、平成21年4月1日から実施する。

記

(駐輪禁止区域)

第1条 区庁舎管理者は、大阪市港区役所庁舎敷地内駐輪スペース以外を、駐輪禁止区域として指定する。

2 区庁舎管理者は、必要があると認めるときは、駐輪禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

(周知義務)

第2条 区庁舎管理者は、駐輪禁止区域について利用者等に周知するよう努めるものとする。

(駐輪の禁止)

第3条 利用者等は、駐輪禁止区域内において自転車等を駐輪してはならない。

2 区庁舎管理者は、駐輪禁止区域内において自転車等を駐輪し、又は駐輪しようとしている利用者等に対し、当該自転車等を駐輪スペースその他適切な場所に移動するよう命ずることができる。

(違反行為に対する措置)

第4条 前条に規定する命令に従わない場合は当該自転車等を撤去し、保管することができる。

2 自転車等が、駐輪スペース、駐輪禁止区域にかかわらず、放置されていることにより、区役所庁舎の管理上支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、撤去する旨を示した警告書を添付する。警告書添付後7日を経過しても当該自転車の所有者が判明しない場合は、当該自転車等を撤去、保管することができる。

(自転車等の返還)

第5条 区庁舎管理者は、前条の規定に基づき自転車等を撤去し、保管したときは、当該自転車等を利用者等に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定に基づいて、区庁舎管理者は、次の各号に掲げる事項を掲示するものとする。

- 1 自転車等を撤去し、保管した事
- 2 放置されていた場所及び保管している場所
- 3 掲示日以後の取扱い

3 区庁舎管理者は、保管している自転車等について、掲示後30日を経過しても利用者等から返還の請求がないときは、当該自転車等を処分することができる。

4 保管された自転車等の返還を請求する者は、別記様式による申請を、区庁舎管理者に提出しなければならない。

(費用の請求)

第6条 区庁舎管理者は、自転車等の移動、保管その他の処理を行った場合において、当該自転車等の所有者が判明したときは、当該処理に要した費用を当該所有者等に請求することができる。